

箕面市立病院職員採用試験募集案内

(視能訓練士 随時募集)

箕面市立病院

1. 採用職種及び予定人員

視能訓練士 1人

2. 受験資格

職 種	受 験 資 格
視能訓練士	昭和40年(1965年)4月2日以降に生まれ、視能訓練士免許を有する人

*受験者の性別・国籍は問いません。

★ ただし、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 箕面市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 日本国籍を有しない者で、次のいずれにも該当しない者
 - ア 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
 - イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

3. 試験内容

※試験日時及び集合時間は、試験申込受付後、個別に調整します。

区 分	試 験 時 間	試 験 会 場
事前説明	10分	箕面市立病院 リハビリテーションセンター 2階 会議室3ほか
適性検査	20分	
職業適性検査	40分	
面接試験	約20分	

4. 受験手続

(1) 申込方法

受験申込みフォーム (<https://logoform.jp/form/5CLo/621494>) よりお申し込みください。

(2) 募集期間

採用予定数に達するまで随時募集

(3) 施設見学(希望者のみ。要申込)

申込方法：ホームページの見学申し込みフォームよりお申し込みください。

実施日時：随時(平日の日勤帯)

5. 合格発表

試験実施後2週間以内に、合否にかかわらず、本人あて郵送で通知します。

6. 任用開始日

合格者は採用候補者名簿に登載し、合格者と調整のうえ採用予定日を決定します。

7. 給与

給与は、採用時の給与規程等に定める額が支給されます。

給与は、実務経験等を考慮して決定されます。このほか、諸手当が支給されます。

【初任給等の目安】

区分	初任給
短大3卒（経験3年）	おおむね240,100円
短大3卒（経験8年）	おおむね271,900円

*地域手当を含む。

*令和6年6月時点の支給額の目安です。今後の給与改定により変更する場合があります。

8. 諸手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当などの諸手当が支給されます。

6月、12月には、期末勤勉手当（令和5年度実績：4.5ヵ月分）が支給されます。

9. 勤務時間

通常勤務：午前8時30分～午後5時00分

10. 休日・休暇

【休日】4週間毎の期間につき8日間

【休暇】年次有給休暇（20日）

夏季休暇（6日）

特別休暇（結婚休暇、産前産後休暇、親族死亡休暇など）

11. 社会保険・労働保険

【健康保険】大阪府市町村職員共済組合に加入

【年金】厚生年金保険に加入

【公務中の災害】地方公務員災害補償基金から補償

12. 待遇・福利厚生

- ・各種検診等
定期健康診断、VDT検診、インフルエンザ予防接種（一部個人負担）
- ・健康保険からの給付等
健康保険付加給付、出産育児一時金、各種スポーツ施設の割引、提携宿泊施設割引、人間ドックの利用など
- ・共済組合
退職年金、育児休業手当、貸付事業（普通貸付、住宅貸付、災害貸付）など
- ・厚生会

各種祝金（結婚祝金、親族死亡弔慰金など）、人間ドック受診助成、在会記念等

13. 注意事項

- (1) 申込みフォームの記載事項に不備がある場合は、個別にお問い合わせする場合がありますが、このために生じた申込みの遅延等については、責任を負いませんので十分注意してください。
- (2) 試験当日は集合時間に遅れますと受験できませんので、十分注意してください。

14. 新病院整備と指定管理者制度への移行について

当院は、箕面市船場東（新駅「箕面船場阪大前駅」近く）に新築移転することが決定しており、現在、令和10年中の開院を目標に準備を進めています。

箕面市では新病院の運営手法としていわゆる「公設民営」の指定管理者制度を導入し、令和7年4月1日より医療法人協和会による指定管理者制度に移行します。

このため、職員は全員、令和7年3月31日付けで箕面市立病院職員としては退職となり、翌令和7年4月1日より医療法人協和会の職員として雇用されることとなります。

今回の募集は、上記を前提とした採用となりますのでご承知おきください。

指定管理者制度への移行についてご質問がある場合は、病院人事室まで遠慮なくお問い合わせください。